松阪市子ども支援研究センター条例	
改正後 (仕業日第)	
(休業日等) 第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。	
第4宋 センターの体集点は、次のとわりとする。 (1) 土曜日及び日曜日	
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで	
2 体育室の貸し出しを行わない日は、次のとおりとする。	
(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで	
3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、センスの代表にな変更し、アは別に任業にお完めることができる。	
ンターの休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。	
(開館時間等) 第5条 センター(体育室を除く。)の開館時間は、午前8時30分から午後5	
#5米 ピングー (体育室を除く。) の開館時間は、干削6時30分から干後5 時15分までとする。	
2 体育室を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、	
日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用時間は、午前9	
時から午後5時までとする。	
3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、開	
館時間又は体育室使用時間を臨時に変更することができる。	
(入館の制限)	
第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、入館を拒否	
し、又は退館を命ずることができる。	
(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。	
(2) 風紀をみだすおそれがあると認められるとき。	
(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。	
(使用の許可)	
第7条 体育室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受	
けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同	
様とする。	
2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要と認	
めるときは、必要な条件を付すことができる。	
(A) Table 1	

(使用料)

改正後	改正前

- 第8条 体育室を使用する者(以下「使用者」という。)は、教育委員会が 定める期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免)
- **第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める ところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除
 - (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
 - (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 (使用料の還付)
- 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が使用者の責めによらない理由により使用することができないと認めるときは、当該使用料を還付することができる。

(原状回復の義務)

第11条 センターを使用した者は、使用を終了したときは、速やかに使用した施設及び設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第12条 センターの施設及び設備に損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 (略)

別表 (第8条関係)

	一般	中学生以下
会場使用料	1 時間 780 円	1 時間 390 円
冷暖房使用料	1 時間 880 円	1 時間 440 円

(委任)

第4条 (略)

○松阪市子ども支援研究センター規則【一部抜粋】

平成20年12月19日教育委員会規則第20号

(休業日等)

第7条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 体育室の貸し出しを行わない日は、次のとおりとする。
 - (1) 火曜日

改正後	改正前
	(2) 12月29日から翌年1月3日まで
	3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、セン
	ターの休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。
	(開館時間等)
	第8条 センター(体育室を除く。)の開館時間は、午前8時30分から午後5
	時15分までとする。
	2 体育室を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、
	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休
	日の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。
	3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館
	時間又は体育室使用時間を臨時に変更することができる。
	(入館の制限)
	第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、入館を拒否し、
	又は退館を命ずることができる。
	(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
	(2) 風紀をみだすおそれがあると認められるとき。
	(3) その他管理運営上支障があると認められるとき。
	(原状回復の義務)
	第10条 センター使用者は、使用を終了したときは、速やかに使用した施設
	及び設備を原状に復さなければならない。
	(損害賠償)
	第11条 センターの施設及び設備に損害を与えた者は、その損害に相当する
	額を賠償しなければならない。
	(使用の許可)
	第13条 教育委員会は、体育室の使用を許可するときは、申請者へ子ども支
	援研究センター施設使用許可書(様式第2号又は様式第4号)を交付するも
	のとする。
	2 教育委員会は、施設の管理上必要と認めるときは、必要な条件を付すこ
	とができる。
	(使用料)
	第16条 体育室の使用料は別表のとおりとし、使用者は、教育委員会が定め
	る期日までに納付しなければならない。

改正後	改正前
	(使用料の減免)
	第17条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用料の一部を減
	し、又は免除することができる。
	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等のために使用する場合
	(2) 学校教育法第1条の規定に基づく小学校、中学校若しくは幼稚園、
	童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づく保育所又は勍
	前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	成18年法律第77号) 第2条の規定に基づく認定こども園が、教育活動の
	環として使用する場合
	(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認め
	場合
	2 使用料の減免を希望する者は、子ども支援研究センター施設使用料減
	申請書(様式第7号)を市長へ提出しなければならない。
	別表(第16条関係)
	使用料金
	午前 午後 夜間
	$(9:00\sim12:00) (13:00\sim17:00) (18:00\sim21:00)$
	会場使用料 630円 840円 630F
	照明設備使用料 1,050円 1,260円 1,050円
	冷暖房使用料 1,570円×使用時間(1時間未満は切り上げる)